



静岡労働局発表
令和2年8月24日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 望月 直己
賃金指導官 工藤 宏
(電話) 054-254-6315

静岡県最低賃金を改正しないこととしました

～時間額は現行通り 885 円～

- 1 静岡労働局長（谷 直樹）は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正しないこととしました。
- 2 現在適用されている静岡県最低賃金額は 時間額 885 円（発効日令和元年10月4日）であり、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、**時間額 885 円以上の賃金を支払わなければなりません。**
なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、下記の「静岡県最低賃金（地域別最低賃金）改正の推移」のとおりです。

【参考：静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額の推移】

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度
最低賃金額	783円	807円	832円	858円	885円	885円
対前年引上げ率	2.35%	3.07%	3.10%	3.13%	3.15%	—
対前年引上げ額	18円	24円	25円	26円	27円	—

- 3 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、生産性向上に向けた次の助成金により中小企業・小規模事業者の支援を行っています。
 - ①「業務改善助成金」
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成するもの。
 - ②「働き方改革推進支援助成金」
生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するもの。

お問い合わせ先

- | | |
|---------------|---|
| ①業務改善助成金 | } 静岡労働局雇用環境・均等室（電話 054-254-6320）
静岡働き方改革推進支援センター（電話：0800-200-5451） |
| ②働き方改革推進支援助成金 | |

静岡県 の 最低賃金

(令和元年度版)

最低賃金、
確認した？



【地域別最低賃金】(効力発生日:令和元年10月4日)

最低賃金件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
	時間額 ()は改定前	
静岡県最低賃金	885 円 (858)	静岡県内で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下表に掲げる産業に属する事業場の労働者には、該当する「特定最低賃金」が適用されます。

【特定(産業別)最低賃金】(効力発生日:令和元年12月21日)

静岡県特定最低賃金件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用除外労働者の範囲 (以下の適用除外労働者には、「静岡県最低賃金」が適用されます)
	時間額 ()は改定前	
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	897 円 (879)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は、適用除外になりません。
鉄鋼、非鉄金属製造業	935 円 (916)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務 ◆検査、事務は、適用除外になりません。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	950 円 (930)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ii) 手工具を用いて行うバリ取り又は刻印打ちの業務 iii) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ◆検査、事務は、適用除外になりません。
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919 円 (900)	(1) 下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者 (2) 次に掲げる業務に主として従事する者 i) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け ^(※) 又は巻線の業務 (※)ハンダ付け業務は、「取付け」には該当しません。 ii) 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレッテルはりの業務 ◆検査、事務は、適用除外になりません。
各種商品小売業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	886 円 (866)	下記「特定最低賃金共通の適用除外労働者」に記載の①～③の者

特定最低賃金の適用産業(業種)の詳細については、裏面を参照ください。

◆「特定最低賃金共通の適用除外労働者」
① 18歳未満又は65歳以上の者
② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの(技能実習生は除く)
③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

※ 地域別(静岡県)最低賃金と特定最低賃金の両方の最低賃金が適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- [注] 1. 最低賃金の対象となる賃金には、(1) 精皆動手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、(5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、(6) 時間外労働・休日労働に対する賃金、(7) 深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
2. 実際の賃金が最低賃金額以上となっているかを調べるには、日給制、月給制など(時間給制以外)の場合には、上記1.の除外賃金以外の最低賃金の対象となる賃金額を、「時間当たりの金額」に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。【下枠内参照】
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が静岡労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

【月給制の場合の換算方法例】 例) 年間所定労働日数 260 日、月給 150,000 円、所定労働時間 1日8時間の場合は?

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間総所定労働時間数}} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

$$\frac{150,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{1 \text{ 日}8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数} 260 \text{ 日}} = 865 \text{ 円}38 \text{ 銭} < 885 \text{ 円}$$

(静岡県最低賃金)

この場合は、最低賃金を満たしていないこととなります。

静岡県内の「特定(産業別)最低賃金」の適用産業(業種)一覧

最低賃金の名称	日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月(第 13 回)改定)			
パルプ・紙・加工紙製造業	E141	パルプ製造業	E140	L7282 純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る) 管理、補助的経済活動を行う事業所(左記産業に係るもの)
	E142	紙製造業		
	E143	加工紙製造業		
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	E191	タイヤ・チューブ製造業	E190	
	E193	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業		
鉄鋼、非鉄金属製造業	E222	製鋼・製鋼圧延業	E220	
	E223	製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)		
	E224	表面処理鋼材製造業		
	E225	鉄素形材製造業		
	E2293	鋳鉄管製造業	E230	
	E232	非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)		
	E233	非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)		
	E234	電線・ケーブル製造業		
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	E25	はん用機械器具製造業(E251 ボイラ・原動機製造業を除く)	E250	
	E26	生産用機械器具製造業	E260	
	E27	業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く)	E270	
	E311	自動車・同附属品製造業	E310	
	E313	船舶製造・修理業、船用機関製造業		
	E315	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業		
	E319	その他の輸送用機械器具製造業(E3191 自転車・同部分品製造業を除く)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E280	
	E29	電気機械器具製造業(E2973 医療用計測器(心電計製造業を除く)を除く)	E290	
	E30	情報通信機械器具製造業	E300	
各種商品小売業 (百貨店等、衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を販売する事業所)	I 56	<p>各種商品小売業</p> <p>※ 衣、食、住(衣、食以外)にわたる各種の商品を一括して一の事業所で小売する事業所で、次の2業種が該当します。</p> <p>I 561 百貨店、総合スーパー</p> <p>衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業員が常時50人以上の事業所</p> <p>I 569 その他の各種商品小売業(従業員が常時50人未満のもの)</p> <p>衣、食、住(衣、食以外)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない事業所で、従業員が常時50人未満の事業所</p> <p>(取扱商品が、衣、食、住にわたらないものは、各種商品小売業には該当しません)</p>	I 560	

「日本標準産業分類」の各項目の説明、内容など詳しくは、

総務省統計局HP (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm) から確認できます。

◎ お問い合わせは、静岡労働局労働基準部賃金室 (TEL 054-254-6315)、またはお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局HP <http://shizuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>